

都市農業の確立と相続税制に関する意見書

都市農業は、消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、地球温暖化の緩和や緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など多面的な機能を担ってきた。

こうした中、本年3月に今後10年間の農業政策の在り方を示した食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。この基本計画の下、国は、食料・農業・農村政策を国家戦略として位置付け、都市農業振興のための取組を推進するとしている。

一方で、国は、平成23年度税制改正に向け、相続税の見直し等について検討を進めているところであるが、その中で、租税特別措置の抜本的見直しの一環として相続税における納税猶予制度がその対象となり、廃止・縮減に向けた議論が避けられない状況となっている。

相続税制に関わる国のこのような対応は、食料・農業・農村基本計画に掲げた政策に逆行するものであり、都市農業にとって大変憂慮すべき事態である。

よって、国におかれては、都市農業の維持・発展のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 都市農業の振興と農地の保全を図るため、市街化区域内の農地を当該区域以外の農地と同様に位置付けて、税の負担軽減を図るなど、将来にわたり農業が安心して継続できる農業政策と農地税制を整備すること。
- 2 都市農地の減少が懸念される相続税の課税強化や課税方式の変更を行わないこと。
- 3 都市農業の維持に不可欠な相続税納税猶予制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 　あて

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣